

随意契約及び比較見積を省略する理由書

本工事は、北河内府民センターの移転に伴う防災行政無線設備の移転を行うものです。

今回、移転の対象となっている無線システムは、平成24年から平成26年にかけて日本電気株式会社関西支社が設計・製作・施工を行ったものです。

本無線システムは、府庁と府内市町村や消防本部、関係機関とを無線で接続しており、各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法など、メーカー独自に開発・設計した技術が採用されています。

移転にあたっては防災行政無線の性質上、運用停止期間を最小限とすることができるよう、システム全体の仕組みを熟知していること、作業に伴い突発的な障害が発生した場合でも迅速に復旧できる高度な診断能力が必要となり、メーカー独自の技術を熟知している者以外では実施できません。

以上のことから、日本電気株式会社の保守部門であるNECネットエスアイ以外にこの能力を有するものがないため、大阪府財務規則第62条 運用2(2)アに基づき比較見積を省略し、同社のみより見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格の範囲内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものです。